

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	乳幼児医療費給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田舎館村は、乳幼児医療費給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

青森県田舎館村長

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	乳幼児医療費給付に関する事務
②事務の概要	田舎館村乳幼児医療費給付条例(平成五年田舎館村条例第十四号)に基づき、医療費の給付に関する事務を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、下記の事務に使用している。 ①受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②更新申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
③システムの名称	
2. 特定個人情報ファイル名	
乳幼児医療費台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第2項 ・田舎館村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第1項(別表第一の二)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第9号 ・田舎館村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第1項(別表第一の二)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	厚生課
②所属長の役職名	厚生課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	田舎館村役場 企画観光課 青森県南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123番地1 電話番号0172-58-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	田舎館村役場 厚生課 青森県南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123番地1 電話番号0172-58-2111

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの取得は本人からの提供を受けることを原則とするとともに、情報照会を行うことができる端末を操作可能な者を限定し、アクセスが可能な職員は、指紋とパスワードによる認証によって限定していることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れて行っている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔3〕権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

マイナンバーの取得は本人からの提供を受けることを原則とするとともに、情報照会を行うことができる端末を操作可能な者を限定し、アクセスが可能な職員は、指紋とパスワードによる認証によって限定していることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月10日	I－3法令上の根拠	(別表第一の二)	(別表第一の一)	事後	
令和1年5月10日	I－4②法令上の根拠	(別表第一の二)	(別表第一の一)	事後	
令和1年5月9日	I－5②所属長	厚生課長 鈴木勝	厚生課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更
令和1年5月9日	II－1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月9日	II－2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月9日	IV リスク対策	－	改正後の様式による新項目の記載	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更
令和2年4月16日	II－1 いつ時点の計数か	平成31年4月11日 時点	令和2年4月15日 時点	事後	
令和2年4月16日	II－2 いつ時点の計数か	平成31年4月11日 時点	令和2年4月15日 時点	事後	
令和3年4月25日	II－1 いつ時点の計数か	令和2年4月15日 時点	令和3年4月19日 時点	事後	
令和3年4月25日	II－2 いつ時点の計数か	令和2年4月15日 時点	令和3年4月19日 時点	事後	
令和3年8月16日	I－4②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第9号	事後	番号法の改正による第19条の号ズレ修正
令和4年8月29日	II－1 いつ時点の計数か	令和3年4月19日 時点	令和4年8月17日 時点	事後	
令和4年8月29日	II－2 いつ時点の計数か	令和3年4月19日 時点	令和4年8月17日 時点	事後	
令和5年5月29日	II－1 いつ時点の計数か	令和4年8月17日 時点	令和5年5月12日 時点	事後	
令和5年5月29日	II－2 いつ時点の計数か	令和4年8月17日 時点	令和5年5月12日 時点	事後	
令和6年5月28日	II－1 いつ時点の計数か	令和5年5月12日 時点	令和6年5月13日 時点	事後	
令和6年5月28日	II－2 いつ時点の計数か	令和5年5月12日 時点	令和6年5月13日 時点	事後	
令和7年6月5日	II－1 いつ時点の計数か	令和6年5月13日 時点	令和7年5月15日 時点	事後	
令和7年6月5日	II－2 いつ時点の計数か	令和6年5月13日 時点	令和7年5月15日 時点	事後	